

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○厚労省、介護職のイメージ刷新目指す 体験型イベント、SNS…広報強化へ予算確保(2018/1/10 介護のニュースサイト JOINT)

政府が先月末に閣議決定した来年度の予算案 — 「人づくり革命」を推進する施策が柱の1つに据えられており、介護サービスを支える人材の確保に向けた賃上げ以外のメニューも含まれている。

新たに提案されているのが、介護職につきまとうイメージを刷新するための事業だ。2.3億円のリソースが計上された。業界に人が集まってこない要因は必ずしも給与の水準だけではない —。そうした認識が根底にある。国がこうした取り組みに予算をつけるのは今回が初めて。今月22日にも召集する通常国会を通過した後、概要を固めて実施主体を公募する方針だ。

政府は既に、勤続10年以上の介護福祉士を主な対象とする処遇改善を来年10月から実施する方針を決めている。サービスを長く担っている専門性の高い人材を優遇することで、キャリアアップの道筋を分かりやすく描く狙いだ。

イメージアップはこうした賃上げと並行して進める。介護の魅力を知ってもらう体験型のイベントを開催するほか、SNSなどを通じた情報の発信も行っていく。広告代理店などノウハウを有する企業・団体と組むことを想定。効果的な広報で状況の打開につなげたい考えだ。

厚生労働省の担当者は、「やはりイメージの問題もある。実態より悪い印象を持っている方もいるので、まずは本当のことを知ってもらうことが大事」と話す。今後、社会に一定のインパクトを与えて相応の成果をあげることが課題となる。

■「総合的・計画的な施策で」

政府の来年度の予算案では、介護サービスを充実させていく元手の1つとして47都道府県に設置している基金に483億円(今年度と同額)を積み増す、との方針も示されている。このうち、マンパワー不

足の解消を目的とした取り組みに充てる分は60億円。新たな「入門的研修」を展開するほか、養成校の後押しや説明会の開催、地域のマッチング機能の強化などに使われていく。

このほか、介護福祉士を目指す外国人留学生の日常生活を支える体制を作るための原資(1.3億円)も盛り込まれた。厚労省の担当者は、「総合的・計画的な施策によって人材の確保を実現していきたい」としている。

○介護の見直し 担い手の確保忘れずに(2018/1/27 東京新聞社説)

三年に一度の介護報酬の見直しの内容が公表されサービスメニューが出そろった。超高齢社会を支えるための改定が行われるが、必要性を増す担い手の確保策が十分なのか、疑問が残る。

介護報酬は、事業者介護保険などから支払われる報酬で、いわばサービスの価格表だ。公的価格で国が定め、二〇一八年度から実施される。増やしたいサービスは価格を上げ取り組む事業者を増やすことを狙う。

増える高齢者の在宅生活を支えるためのサービスの充実、自立した生活を支える介護予防やリハビリテーションの強化を図る。

特に、今回は二年に一度の医療の診療報酬も改定される。同時改定を利用した医療と介護の連携メニューも並ぶ。

在宅での医療ケアを担う看護職員の活躍の場が広がる。介護職員が医療機関や主治医との利用者情報の共有を進める。

メニュー充実の方向はいいが、介護を担う人材の確保の視点を忘れてはならない。

今改定では、訪問介護のうち生活援助について、研修を受けた幅広い人材の参入を図る。今担っている介護福祉士など専門性のある職員は身体介護に集中してもらうためだ。元気な高齢者が新たな担い手になれるが、介護の質を維持するため研修内容の十

分な検討は欠かせない。

人材確保が難しく地域のニーズに合わないなどの理由で広がらないサービスがある。一・二年度に在宅を二十四時間支える訪問介護・看護サービスが始まった。在宅介護の“切り札”と期待されたが、一六年度で利用者は一日当たり一万三千八百人。今改定でも要件を緩和して事業者の参入を促すが、当初見込みの二五年度に一日当たり十五万人の達成は厳しいのではないかと。サービスをつくっても担い手がいなければ普及しない。

厚生労働省によると、一六年の介護職員の月給は全産業平均より約十万円低い。待遇改善は報酬改定の中でも進められているが、十分なのか。今改定では実施されない。春闘で賃上げが決まれば他産業とさらに差が開く。

今後は、一九年秋に消費税率が10%に引き上げられた際、増税分を活用して一千億円を充てる予定でそれを待たなければならない。

二五年度には三十八万人の介護職人材が不足するといわれる。介護ロボットの活用による負担軽減策も同時に広げながら、人材確保を進める必要がある。

○ベトナム人介護福祉士候補者交流会にみる教育の実践 淑徳大学(2018/1/26 大学ジャーナル)

経済連携協定(EPA)と福祉の現場
淑徳大学では毎年、ベトナム人の介護福祉士候補者との交流会を開催しています。2017年は、7月18日に特別養護老人ホーム共生苑(千葉県千葉市)にて、総合福祉学部社会福祉学科の3、4年生171人と、20代のベトナム人介護福祉士候補者181人が参加。館内を見学したあと、グループに分かれて意見交換を行いました。

日本はインドネシア、フィリピン、ベトナムの3国と経済連携協定(EPA)を締結し、看護師と介護福祉士候補者の受け入れを2008年度から順次、進めています。ベトナム人介護士候補者らは、日本・ベトナム経済連携協定に基づく外務省の人材交流として来日します。本国内で看護の専門教育を受けるとともに、日本語を1年間勉強して日常会話レベルの日本語検定を取得後、日本の各施設にて研修を行い、3年後の介護福祉士国家試験の合格を目指します。2017年1月の出入国管理法改正で在留資格に介護福

祉士が追加されたのに加え、11月の技能実習法施行で介護の外国人技能実習制度もスタート、これからの日本にとってベトナム人介護福祉士への期待は高まるばかりです。

■これからの社会福祉士に求められている経験
淑徳大学のベトナム人介護福祉士候補者との交流は、総合福祉学部の藤野達也教授ら教員がベトナムで出張授業をするなどの支援活動を機に2014年から続いています。

「日本の福祉施設では、少子高齢化が進むことで、今後、外国人の方とも一緒に働き、マネジメントもしていかなければならなくなります。福祉について科学的に自立支援を考えいくことができると同時に、現場を理解した上でのマネジメント能力がこれからの社会福祉士には求められているのです。そのためには、知識だけではなく様々な経験が必要です。今回の交流会も、難しいことを話し合うあったわけではなく、自己紹介や普段の生活など、それぞれに思っていることをざっくばらんに話ただけですが、日本の学生にとって、ベトナムの方が来日して福祉の仕事に就く背景を理解することはそうたやすいことではありません。ベトナムと日本、お互いの生活や文化、人となりを知り、理解を深めることで、これから共に福祉の仕事をしていくにあたってより良い関係が築いていけるのだと思っています。言語的な意思疎通がもしうまくいなくても、お互いを理解しようとする姿勢や非言語のコミュニケーションは、福祉の分野では必要なスキルですから、積極的に交流することでわかりあえるところは多いはず。早い段階からこのような交流を持つことは、学生にとってもよい経験となりますし、ベトナムの方にとっても日本を理解し早く慣れてもらうよい機会だと思います。」と、藤野教授から交流会を開催している目的についてお話しいただきました。(後略)

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717
E-mail : zen-kangokaigo@jiaec.jp
担当 : 白井、小中
©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず